平成26年度 第1回 美しい県土づくり推進委員会

- 要 旨 -

■日 時:平成26年5月28日(水) 10:00~

■場 所:防災新館3F 301会議室

■委 員:(敬称略。50音順。)

≪出席≫

 山梨大学大学院教授
 大山 勲

 色彩計画家
 加藤 幸枝

 山梨大学大学院教授
 北村 眞一

東京工業大学名誉教授 中村 良夫(委員長)

国土交通省関東地方整備局建政部

(併) 首都圏広域地方計画推進室 計画管理課長 朝津 陽子

≪欠席≫

東京大学大学院准教授 小野 良平

■事務局

県土整備部理事河西 秀樹県土整備部県土整備部 美しい県土づくり推進室長丸山 裕司同室長補佐有泉 修同室長補佐入倉 俊郎同副主幹吉野 一郎

■次第:

- 1. 開会
- 2. あいさつ
- 3. 議事
- (1) 平成26年度推進委員会の進め方について
- (2) 平成25年度推進委員会による提言を踏まえた山梨県の景観行政の施策について
- (3)「美しい県土づくり対象」の募集要項について
- (4) 県土を認識できる大観についての普及啓発資料
- (5) 美の郷やまなしづくり基本計画について
- (6) 屋外広告物ガイドラインについて
- (7) その他
- 4. 閉会

■議事要旨

(1) 平成26年度推進委員会の進め方について

資料-1を事務局が説明後、協議。

委員:

平成26年度推進委員会のスケジュールについて、質問、意見はあるか。

美の郷やまなしづくりについては、後ほど説明があるようだが、「大観の眺望を生かした地域振興」に関しても、景観形成モデル事業とともに、後に議論する機会はあるのか。

事務局:

景観モデル形成事業については、後ほど、資料2の説明時に議論をいただきたい。

委員:

承知した。ご質問があれば、後ほど承りたい。

(2) 平成25年度推進委員会による提言を踏まえた山梨県の景観行政の施策について 資料-2を事務局が説明後、協議。

委員:

資料-2の説明にあったように、山梨県は、様々な支援活動や啓蒙活動を行っている。 今年も、これらの活動を継続していくようなので、皆さんから何かご提案等があれば、 ご議論いただきたい。

今年度からの、新規の企画はあるのか。

事務局:

景観設計職員研修を、今年から実施している。

委員:

この研修について、意見がある。国土交通省が景観法を制定した年の前後に、公共事業の種類ごとに詳しい教科書が作られた。例えば、河川でいえば、リバーフロントセンターが、様々なデータの入った教科書を作っている。この教科書が実際にどの程度、活用されているのかはわからないが、書籍になっているので、景観設計職員研修において、活用いただければと思う。各工事事務所に置いて、参照していただきたい。

道路については、道路環境研究所が作った、道路景観の基礎的な事項をまとめた教科書がある。これは道路環境研究所に問い合わせれば手に入ると思う。

また、公共事業の景観検討の実施においては、アドバイザーの助言・指導がありますが、その際にも活用いただきたい。

他に何か質問はあるか。

委員:

P. 2の「農村部における文化的(な)景観の保全、活用(プロジェクト化)」について、最近、佐渡西三川の文化的景観保全についての報告書を読んだ。金山の閉山から農業への発展について、約2年をかけて調査をした報告書ある。報告書を読むと、西三川地区の小さな集落が、金山開発によって地形が変わり、農業が発展してきたという経緯がよくわかる。甲州市のぶどう棚景観や県内の農業についても、歴史的に追っていくこ

とで、現在の状態に至っている意味や、文化的な価値がよくわかると思う。文化財保護 法などの制度に基づいて、そういった調査を行い、そこからモデル事業に発展させてい くというのは、とても大事なやり方だと思った。平成23年度の時点で、本委員会でも 農村部の文化的な景観の保全、活用が検討事項には挙げられているので、今後の展開と して、農村部の文化的景観を自治体にもアピールしていくと良いと思う。

委員:

この「農村部における文化的(な)景観の保全、活用(H23)(プロジェクト化)」は、 平成23年度で終わったプロジェクトなのか。

事務局:

モデル地区における検討など項目に挙げていますが、進んでいない状況である。

委員:

この「景観農業振興地域整備計画」というのは、景観計画の策定と同時に、農林関係と一緒に策定していく計画か。

事務局:

「景観農業振興地域整備計画」は、市町村の景観計画の中で策定していくものだが、 県内では、事例がない。

委員:

私もいくつかの自治体で景観法に基づく計画に関わったことがあるが、私の知る限り 事例はない。他に行っているところはないのだろうか。

委員:

棚田を対象に、策定している自治体もある。

委員:

せっかく景観法の枠組みで、「景観農業振興地域整備計画」というものを用意しているので、使ったほうが良いと思う。これについては、後程議論する、美の郷やまなしづくり基本計画でも、関連のものと併せて取り組むことのできる可能性があると思う。

美しい県土づくり推進施策全体では、様々な取り組みを進めているので、目に見えない色々なところで、成果は上がっていると思う。しかし、施策が個別で動いているだけではなく、それらをまとめる仕組みが必要である。後ほど、美の郷やまなしづくり基本計画についても議論するが、施策を総合化し、なおかつ重点的に取り組む施策を決める方向で進めた方が良いと思う。

委員:

その通りだと思う。現在、事業がばらばらになっていますが、全体を見渡して、全体 の方針立てを、本委員会で行ってはどうかと思う。

委員:

たくさんある施策を、また増やしていくというよりも、単純化してまとめていく方向で、これからは、委員会も動いていくのが良いのではないかと思う。

事務局:

美の郷やまなしづくり基本計画の中で、全体を束ねていくという考え方もあると思う。

(3)「美しい県土づくり大賞」の募集要項について

資料-3を事務局が説明後、協議。

委員:

「美しい県土づくり大賞」は、今年で3年目であり、これまで色々な活動が取り上げられた。公募は昨年と同じような方法となるのか。

事務局:

同じような形で、7月から公募しようと考えている。

委員:

都市づくりパブリックデザインセンターが行っているような、国単位での活動への表彰の仕組みについては、応募件数が頭打ちの印象がある。山梨県では、今後の応募動向をどのように想定しているか。

事務局:

活動賞を受賞した中から応募が出てきており、今年も応募はある程度あると思う。おしゃれな広告物賞についても、まだまだ対象となる広告が沢山ある。しかし、応募対象を発掘していくことも必要と考えている。

委員:

私の所属する地方整備局は、景観に関する取組みは行っているが、表彰の取組みは本省で主に行っている。

委員:

国土交通省は直轄ではなくて、財団等が行っているのか。

委員:

そうだと思う。今年は景観法施行10周年なので、イベント等に力を入れる計画になっている。

委員:

募集にあたっては、多少の工夫が必要かもしれない。

事務局:

積極的にPRして、できるだけ多くの人に応募してもらいたいと思う。

委員:

昨年は募集のチラシを配るだけではなくて、審査にふさわしい活動を発掘して声をかけ、積極的に参加を呼び掛けた。また、応募される方も、資料作りに慣れていないため、応募書類を見ても、その方が行っている活動の良い点の全てが伝わる内容ではないことがある。その結果、奨励賞であったという事例もある。今までの奨励賞の受賞者に、活動賞受賞のためのアドバイスなどを行えば、応募がまだまだ増えるのではないかと思う。

委員:

こういった取組みは、じわじわとではあるが、効果があるのだと思う。工夫しながら 続けていってほしい。

委員:

受賞した方から話を聞くと、とても喜んでいらっしゃる。受賞が、活動推進のモチベ

ーションにもつながっているようだ。

委員:

昨年の推進大会で受賞者と話す機会があったが、非常に熱心で見識のある方が、受賞者の中に何人もいる印象を受けた。広い山梨県の中で、そういった方がバラバラで取り組むのではなく、組織的にまとまって、市民の側から色々なアイディアが出てくる状況が望ましいと思う。推進大会では、受賞者を壇上に上げて発言していただく機会があるが、受賞者個人の活動だけでなく、山梨県の景観についての意見などをいただくのもよいのではないかと思う。山の見せ方についての考えや、他の地域に対する意見など、様々な意見をいただけると思う。

事務局:

今年の大会では、そのような意見も伺えるように、受賞者に打診する。

委員:

そういった受賞者の中でも、特に優れた方を、景観づくりを進める上での市民の中の 立役者として、育ててはどうかと思う。

委員:

おしゃれな広告物賞について、以前は、単におしゃれな看板だけが出てきたことがあった。周囲の風景の向上に貢献しているということが、審査基準になることを募集要項に示してはどうかと思う。資料-3の募集要項は、昨年と全く同じものだと思うが、P.2の審査基準の中で、「(2)地域の景観に配慮したものであること」となっている。過去の審査においては、応募した看板自体はおしゃれでも、全体をみると、周囲と調和していない別の看板も掲示されていたため、その看板を撤去すれば表彰の対象になるのでは、という助言をしたことがある。そのような経緯から、看板を撤去すること自体も審査対象としてはどうかと思っている。そういったことが、現在の審査基準の表現から読み取れるのかは、難しいと思っている。例えば、「地域の景観に配慮した」ではなく、「地域の景観の向上に役立った」というような具体的な内容にしてはどうか。

事務局:

看板を取ってしまうのは審査対象としては難しいと思っている。看板を撤去して、残った看板があれば、審査できる。

委員:

残る看板がなくても良いと考える。

委員:

従前従後の写真を出していただくのはどうか。

委員:

従前従後を応募の際に出してもらうのが大事だと思う。応募した看板はおしゃれだけれども、そうではない看板がまだ掲示されているというのは良くないと思う。全体像を示してもらわなければならない。

事務局:

全体像を示す点については、気を付けて進めたいと思う。

委員:

議事(5)に時間を割きたいので、(4)と(6)を先に議論したい。

(4) 県土を認識できる大観についての普及啓発資料

資料-4を事務局が説明後、協議。

委員

これは、近々こういったパンフレットを作って配布するということか。

事務局:

インターネットで公表していきたいと考えている。

委員:

電子メディアの場合、内容の修正は簡単にできるのか。

事務局:

出来る。

委員:

いつの時点で公表することになるのか。

事務局:

本日、この資料-4の内容で良いとなれば、近いうちに公表したいと考えている。

委員:

公表するのであれば、この場で確定せずに、委員の先生方に、もう一度確認してもらったほうが良いと思う。委員のみなさまには、説明の仕方が難しいところや、用語の使い方について問題があるかなどを見ていただきたいと思う。

私としては、「身体座」に関する説明を修正したいと考えている。見る対象だけでなく、 視点場の中にも身体座があったほうが良いという考えは間違っていないが、説明をわか りやすくいした方が良いと思う。例えば、P. 15にあるように、身体座を「座敷」と して表しているが、適格な表現は、家の「縁側」だと思う。「縁側」は、座敷と庭の間に ある。上には庇があり、身体座の形をしている。例えば、座敷から飲み物や食べ物を用 意して「縁側」に持っていき、景色を見るイメージを持っている。よって、説明には、「縁 側」が一番わかりやすいと思う。そのような形で、修正してほしい。P. 15の説明に 使われている絵は、店舗の庭になっているが、「縁側」として上手く説明できる絵がない か考えてほしい。

事務局:

承知した。

それでは、他の委員のみなさまにも見ていただき、修正点があれば、事務局まで指摘いただき、修正する形で原稿を決定したいと思う。

委員:

座敷が縁側になるのであれば、「大観」は「屛風」ではなく、「借景」の方がよいのではないか。

委員:

大観は「庭」ではどうか。

委員:

庭となると少し遠いような気がする。カタカナで「ニワ」はどうか。

委員:

借景も含めた庭と、縁側、座敷、という構成が考えられる。

しかし、この大観の説明だと規模が大きくて、都市部では当てはまらないかもしれない。もう少し規模の小さい説明も必要かもしれないので、少し時間をいただいて、考えたい。

(6)屋外広告物ガイドラインについて

資料-6を事務局が説明後、協議。

委員:

写真や具体例が多く載っていて、わかりやすいと思う。

このガイドラインは、屋外広告物について、質の高いおしゃれな広告物を求めているのか、それとも景観に配慮した広告物を求めているのか、少しあいまいな印象を受けた。なぜその印象を受けたかというと、ガイドラインの前半に「デザインの基本」や「素材をいかす」といった項目が出てくるためである。少し役所的な考えかもしれないが、もし屋外広告物を景観に配慮したものにしてほしいということであれば、後半に掲載している、種類ごとや地域ごとのガイドラインをガイドライン前半に示し、どういった点に配慮すれば、景観に配慮した広告物になるのかというものを、写真を使って示したほうが良いと思う。その上で、さらにこういった手法を使えばおしゃれな広告物になる、ということを示すという流れの方がわかりやすいと思う。

事務局:

私どもは景観部署なので、景観に配慮した広告物を作っていただきたいというのが一番の目的である。確かに、現在のガイドラインからは、今ご指摘いただいたような印象を受けるのかもしれない。

委員:

これまでの推進委員会では、広告物に関して、必ずしも重要視して議論をしてこなかった。なぜかというと、景観形成は、「規制行政」と「デザインの創造」という2つの方法があり、私は、デザインを積極的に進めるという考えに賛成である。しかし広告物に限っては、どちらに重点を置くかといえば規制行政の方が良いと考えている。

広告物のデザインに関して審議する機関は、他にあるのか。

委員:

これまで、景観審議会では、屋外広告物についての委員会があったため、扱っていなかった。この度、景観審議会とその屋外広告物についての委員会が、同じ委員会となった。

委員:

この屋外広告物ガイドラインは、山梨県の景観審議会ではどういった扱いになっているのか。

事務局:

本委員会でこの屋外広告物ガイドラインを見ていただき、景観審議会では、こういったガイドラインを作成したという報告を考えている。景観審議会の所管が、条例の改正などが中心となっているためである。

委員:

私は、基本的には朝津委員と同じ考えである。この屋外広告物ガイドラインについては、2年前から違和感を持っている。デザインを促進すること自体は悪くは思っていない。しかし、この屋外広告物ガイドラインを見ると、規制行政のことが、最後に少し出てくる。実際に、よい広告のデザインに賞を与える取り組みも行っているので、デザインの創出を否定はしないが、デザインについてと規制についてのバランスという点では、このガイドラインで良いのか、疑問を持っている。

屋外広告物条例に関する検討を担当しているのは景観審議会であり、最終的な決定を 下すのは景観審議会であるべきだと考える。景観審議会に確認をした方が良い。

P. 29に「富士北麓・富士山眺望保全地域」とありますが、これは、どのような地域なのか。条例で決めたものか。

事務局:

これは、このガイドラインの中で決めたものである。

委員:

このガイドラインで決めた地域において、屋外広告物をどうするかが、書かれている。 一方、P. 33以降では、屋外広告物法に基づく規制が書かれている。「富士北麓・富士 山眺望保全地域」は、法的に何に相当するのか。例えば、保全地域は第一種禁止地域と 同等と書かれていれば納得するが、そうではない。

なぜ、法律にもとづき禁止地域などを使わないのか疑問である。屋外広告物条例を所管している法定の委員会として景観審議会があるので、最終決定は景観審議会がするべきである。景観審議会でこのガイドラインを審議する際は、本委員会でこのような意見があったと伝えてほしい。本委員会でガイドラインの内容を決めることはできないと考える。

事務局:

屋外広告物条例を説明する手引きは別途ある。そちらでは、規制内容を細かく解説している。それとは別に、屋外広告物を許可の範囲内でより良くしてもらいたいという観点から、今回のガイドラインを作成した。

委員:

許可基準の範囲内で屋外広告物をより良くするためのマニュアルということか。

事務局:

そうである。例えば、同じ面積、同じ高さであっても、このようなガイドラインが示す 配慮をすれば、より良い景観形成につながるという観点から作成した。

委員:

ガイドライン自体は良いものだと思う。規制について示す手引きがあり、その中で示

しきれていないものを、このガイドラインで示していることは理解している。デザイン に関してのアドバイスが書かれているので良いと思うが、その前に、景観への配慮の仕 方についてのメッセージを持ってきた方が良いと思う。冒頭のページにも書いてある「屋 外広告物はみんなのもの」という主旨に沿うように、構成したほうが良いと思う。山梨 県として、デザインを重視したいのであれば、この構成でも問題ないと思うが、現状では、デザインなのか、規制なのか、どちらのスタンスであるかが曖昧だと思う。

事務局:

構成やページの順番については、朝津委員の意見をふまえ、県としても規制があった 上でのデザインですので、規制についてのページを前半に持って来るように対応したい。 また、景観審議会で、この屋外広告物ガイドラインについて議論する点についても、 景観審議会の委員とお話をして、対応していきたい。

委員:

先ほど事務局が説明した通り、規制については手引きが既にあるが、デザインという 観点から、ガイドラインを作成したという方針は間違っていないと思う。しかし実際に は、規制そのものが、屋外広告物法の主旨からみても、全国的に甘い印象を受ける。こ のガイドラインだけを見た人には、山梨県が、法にもとづく規制を放棄したのかと誤解 される恐れがある。規制が前提であるということを、明記しておかないと、各方面から 異論が出る可能性がある。景観審議会と相談の上、最終的な決定をしていただきたい。

事務局:

承知した。

委員:

特に「富士北麓・富士山眺望保全地域」については、法律ではなくて一種のお願い行政になると思うが、これは今後、どのような取り組みがあるのか。

事務局:

「富士北麓・富士山眺望保全地域」については、許可地域の中でさらに規制を加える 方向で検討している。その検討と併せて、このガイドラインでも、「富士北麓・富士山眺 望保全地域」を示している。

委員:

検討の結果は、いつごろ出るのか。

事務局:

今市町村と協議を始めており、今年度の前半くらいまでを予定している。

委員:

その結果が決まってから、ガイドラインについても、最終的な決定をしたほうが良いのではないか。

委員:

規制が大事であり、その上で、「屋外広告の手引き」の次に、デザインを重視したガイドラインを作成したことは、評価できる。景観配慮を求めていくことは大事なことだが、小さな事業者や県外から入ってくる店舗は、景観配慮がどのようなものか分からない。

山梨の特徴を生かして、このような広告を作ってほしいものを示すことで、「屋外広告の 手引き」を読んでいない人の理解が深まると思う。これは、運用する側にとっては、と ても必要なものであると思う。現在、様々な自治体で屋外広告物のガイドラインを作成 しているが、富山市や金沢市のように、デザインを前面に出して示しているものが分か りやすいと感じている。規制とデザインの両方が重要であることをふまえ、このガイド ラインは、活用度の高いものであり、デザインについて示す意味は大きいと思う。

その点で、もう少し改善していただきたい点が、P. 8にある。右上のイラストが、他のページに比べて、改善の余地がある。

委員:

規制地域を示した図を示してほしい。どの場所がどの規制地域に当てはまるのかは、 屋外広告物を作る業者だけでなく、一般の人も知ることができると良い。どこかでその ようなものを公開しているのか。

事務局:

今年の4月から山梨県庁では、統合型GISという形で、HP上で公表している。 PDFなので、印刷することができる。

委員:

HP上での公開では、アクセスしなければならないので、屋外広告物ガイドラインの中でも、示した方が良いと思う。

事務局:

規制図は、地域が細かく区分されているので、通常の印刷サイズでは、区域を判別する ことが難しいと思う。

委員:

例示や一部でもよいと思う。規制の地域区分があること自体は示されているが、どこがどの地域にあたるのかがわからない。アクセスすればわかるHPのアドレスを書いておくことも良いと思う。イメージや、ある程度の範囲の区域を示して、同時に示しているアドレスにアクセスすれば、県内全域の規制地区がわかるという示し方で良いと思う。

事務局:

そのような形であれば示すことができると思う。

委員:

デザインの参考例を示すことは重要であると思う。

参考例に、山梨のこのような景観と調和している、というような解説があると良いと思う。そのような解説があれば、山梨の素敵な景観への理解が深まり、単におしゃれな広告だけではない示し方ができると思う。看板だけでなく、全体の風景に対して、どうマッチしているのかが分かると良いと思う。

事務局:

現在、ガイドラインで示しているものの多くは他県の事例だが、山梨県の事例については、少しそのような観点で解説を入れるようにしたいと思う。

委員:

この屋外広告物ガイドラインは、電子版で公開するのか。

事務局:

そのように考えている。

委員:

そうであれば、おしゃれな広告物賞の取組みをしており、毎年、ガイドラインを改定していくこともできるのか。

事務局:

現在の表紙は、前年のおしゃれな広告物賞の受賞作品になっている。毎年、表紙を前年のもので示していくことはできると思う。

委員:

内容についても、何年度版という形で示していくことができれば良いと思う。

事務局:

中の写真についても、山梨県内の広告物で良いものがあれば、差し替えていくこともできると思う。

(5) 美の郷やまなしづくり基本計画について

資料-5を事務局が説明後、協議。

委員:

美の郷やまなしづくり基本計画案の策定は11月中には終わっていなければならない ということか。

事務局:

その通りである。3回目の推進委員会で審議していただき、その結果をもって、案を確定という形にしたい。

委員:

本日はあと15分しかないので、今回の委員会では議論が足りないと思うが、次の委員会はいつか。

事務局:

9月の開催を予定している。

委員:

次の委員会まで何も議論しない訳にはいかないと思う。

事務局:

これはお願いになるのですが、北村先生、大山先生が山梨県におられるので、お二人に、次回委員会までにアドバイスをお願したい。

委員:

現在は、美の郷やまなしづくり基本計画で、何をやるのかわからない状態である。北村先生、大山先生にもう少し具体的な案を出していただいた上で、私にも連絡をいただければ、アドバイスができると思う。

景観に関しては、景観形成モデル事業というものがあるが、これは基礎自治体が行う

事業である。しかし、この美の郷やまなしづくり基本計画に示す施策は、山梨県が自ら 主体となって、取り組んでいくということか。

事務局:

山梨県が「美の郷」とはこういうものだ、と県民に示して、県土をより美しくしてい きたいというものである。

委員:

しかし、山梨県は、県内の基礎自治体は、全て景観行政団体になることが望ましいという考えである。他県と比べると、市町村が景観行政団体となっている率が高く、いずれは、全ての景観行政団体が、景観計画を作ることになる。その各自治体が持つことになる景観計画とは別に、山梨県は、どのような取り組みをすることを計画するのか。

本委員会としては、基本的には県内の基礎自治体が取り組んでいく中で、山岳景観という県内共通の財産を、もっと活用しようというメッセージを出してきた。これをさらに具体化する案を出すということか。

はっきりとした考え方を示さないと、基礎自治体も何をして良いのか分からなくなる。これが最初に案として出たのが昨年で、本日また美の郷の考えが示されているが、もっとはっきりとしたものが必要である。県民目線で考えると、本委員会は美しい県土づくり大賞など、様々な施策をやってきた中で、さらに別の施策を始めるというのは、混乱の原因になると思う。始めるのであれば、できるだけ、全体を収束させていく方向で取り組まないと、県民の気持ちが離れてしまうのではないかと思い心配である。焦点をはっきりすることが必要である。

委員:

同感である。景観の方向性は、景観計画で示されている。美の郷という考え方では、 市町村が、単に景観づくりだけではなく、人づくりをやってほしいということが示され ている。山梨県は、その取組に支援をしていく事になると思うが、具体的に、計画書の 中でどう示していくのか、となるととても難しい印象を受ける。

委員:

現状では、具体的な案を出しても時間が足りず、協議できない。北山先生、大山先生に、この委員会の代表として、美の郷やまなしづくり基本計画の具体的な案を出していただき、その進捗に応じて、委員の皆さんに案をお送りして意見を聞き、9月に素案を出していただくという進め方はどうであろうか。各自治体が既に景観計画を持って、その計画に基づき取り組んでいるので、県の役割が難しくなっている。美の郷やまなしづくり基本計画の中で、扱う内容を大きくして、結局何もできないこともまた問題である。一方、細かい点を県が自治体に指摘するのも意味のあることかどうか判断が難しい。

私個人の意見は次ぎのとおりである。今までの都市づくりは、様々な取組みをしてきたが、社会福祉関係の仕事は社会福祉関係の中で収束し、農業は農業、教育分野は、文部省が所管する分野で学校を作るなど、それぞれの分野がそれぞれに取組み、都市としての繋がりは、あまり考えてこなかった。都市計画法に基づく行為は、都市計画法が与えるものしか行うことができないので、社会福祉的な建物を都市の真ん中に作ろうとし

ても、都市計画法の下で進めていくことはできない。すなわち、都市を作っていく点で、 取組みがバラバラになっている印象を受ける。景観を契機として、都市全体の有機的な 連携を考えていくということが、今回、美の郷づくりとして考えられるが、それは、規 模の大きな話題である。話が大きすぎても難しいので、景観に特に関連する、緑地・公 園の分野について考えるのはどうであろうか。緑地・公園の分野は、山と関係のあるこ とが多いので、この関係を見直してみてはどうだろうか。緑地は都市計画公園だけでな く、河川も対象となる。縦割り行政の中で、終わらせずに、都市と緑地の関係をしっか り考える作業を行うと、景観と都市計画が整合してくるのではないか。

公園をつくろうとするとき、公園だけでなく、公園の周りのまち並みと公園との繋がりの部分が大事である。これは、山梨の大観でいえば、身体座である「縁側」に相当する。現在は、この「縁側」がない。例えば、都市の縁辺部にあるコーヒーショップや市場などを、緑地の中に置いて、都市と緑地とをうまく結ぶようにすると、景色がよく、都市としてのにぎわいのある、良いものができると思う。

扱う分野が広くても、計画の中で話が大きくなりするので、緑地を中心とする都市の再編集という形であれば、美の郷という言葉に値するような計画が出来るかもしれない。

事務局:

事務局としては、現在、県の各部局で取り組んでいる施策を、景観という切り口でま とめていきたい。また、それとは別に、現在、本委員会で美の郷の考え方について議論 していることも具体的に示すことができたら良いと考えている。

委員が指摘されているような、具体的なことを示していくことができれば良いと思うが、時間的な制約もあり、市町村との話し合いがまとまらない場合もある。その場合、基本計画では、このような観点でやったらどうかという考え方を示し、基本計画とは別に、例えば来年度以降に、具体的な事業等を検討して示していく方法もあると考えている。

委員:

いくつか方法がある。緑地を中心に据える方法や、あるいは、商店街を中心に、都市 を活性化する方法を示すことも考えられる。都市によって性質が違うので、一概には言 えないが、現代の都市においては、中心市街地の衰弱が一番問題になっている。

中心市街地の衰弱の問題と、景観とが結びつくことがあれば、最も良い。中心市街地の緑地や河川を使って、活性化するという議論は大いにあると思う。

例えば、京都では夏になると鴨川の周りに、桟敷を出して楽しむ。これは河川行政としては、例外的な形で発展したものである。最近は、河川用地の中で、占用許可準則を変えて、レストランを建てることができるようになった。このような議論がありえると思う。都市の立地上、河川が中心市街地から遠いところにある場合は、河川を中心市街地の活性化には使えない、というように、都市によっていくつかのパターンがあるのだろう。山梨県であれば、遠くにアルプスを見ることができれば一番良いと思う。長期的に見て、都市が最も困っていることは、中心市街地の問題である。これは考え方が人それぞれで、都市の拡散はやむをえないという考え方もある。これは自治体が自ら考える

ことだが、中心市街地を、もう一回取り戻したいと真剣に考えているところに対しては、 本委員会も協力して、景観行政の中でバックアップする方法がないかを検討したいと思 う。これは、ひとつの考え方なので、北村先生と大山先生に相談していただきたい。

事務局:

この件につきましては、また北村先生と大山先生に、相談しながら検討していきたいと 思う。

(7) その他

資料-7を事務局が説明後、協議。

委員:

世界文化遺産景観形成支援事業というのは、今までやってきた景観形成モデル事業の特殊な事例ということか。

事務局:

対象地域は、世界文化遺産構成資産や緩衝地帯、保全管理区域という事になっている。 今まで富士北麓でモデル事業を行ってきているが、そのモデル事業を引き継いで景観形成支援事業とし、富士北麓の地域だけ抜き出し、実施箇所に、構成資産周辺などを追加し、実施期間を平成30年度まで延ばしている。

委員:

富士山の良く見えるところで実施するということだろうと思うが、今年度はどこに支援するかは決まっているのか。

事務局:

決まっている。富士五湖や忍野八海、山中湖の周辺である。

委員:

このモデル事業を、先ほどの、美の郷やまなしづくり基本計画と関連させるということ もありえるかと思う。

事務局:

この事業については、実施地域が限定されているので、難しいと考える。

9月中旬に予定している第2回推進委員会の日程を調整させていただきたい。

(各委員による日程調整を実施)

では、9月8日の午後1時半開催とする。

事務局により閉会。

以上